

説明・協議事項（1）

8月定例教育委員会 資料	
令和3年8月30日（月）	
担当課	各課

9月市議会定例会の附議案について

9月1日に開会の9月市議会定例会において、以下のとおり附議案の提出を予定しています。

■ 予算

令和3年度鳥取市一般会計補正予算（第6号）

【教育総務課、学校教育課・文化財課・生涯学習・スポーツ課、中央図書館】 P. 1

■ その他

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【生涯学習・スポーツ課】 P. 3

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

【生涯学習・スポーツ課】 P. 13

財産の取得について【生涯学習・スポーツ課】 P. 25

事業契約の変更について【生涯学習・スポーツ課】 P. 27

工事請負契約の変更について【教育総務課】 P. 29

工事請負契約の変更について【教育総務課】 P. 31

説明・協議事項(1)

令和3年度鳥取市一般会計補正予算(9月補正)について

8月定例教育委員会 資料
年月日 令和3年8月30日
担当課 各課

単位:千円

No	事業名	所属名	補正前額	補正額	補正後額	左記の財源内訳				事業概要
						国・県	地方債	その他	一般財源	
1	事務局運営費(教育総務課)	教育総務課	1,540	330	1,870	0	0	0	330	中学校発刊総合誌に関する損害賠償請求事件に係る訴訟代理人弁護士への委託料。
2	放課後児童対策事業費	学校教育課	559,756	18,609	578,365	12,404	0	0	6,205	放課後児童クラブに対する委託料について、子ども・子育て支援交付金の令和3年4月1日単価改定等に伴い増額するもの。
3	青谷上寺地遺跡展示館・あおや郷土館運営管理費	文化財課	33,010	8,254	41,264	2,020	6,100	0	134	国庫補助事業(文化庁省庁補助)を活用し、新型コロナウイルス感染症対策として、あおや郷土館の空調機を改修する経費。 ・空調機改修 8,063千円 ・非接触型体温計 191千円
4	因幡万葉歴史館管理費	文化財課	49,780	570	50,350	0	0	284	286	令和3年7月大雨で破損した因幡万葉歴史館の雨樋等の修理費負担金。 ※その他財源は、建物等損害共済金
5	集会所管理費	生涯学習・スポーツ課	64,821	1,289	66,110	0	0	305	984	①国府町コミュニティセンター天井ボード等修繕 611千円(令和3年7月大雨被害) ②気高町コミュニティセンター受電設備修繕 678千円 ※その他財源は、建物等損害共済金
6	文化センター施設整備費	生涯学習・スポーツ課	81,119	187	81,306	0	0	0	187	建築基準法12条点検(防火設備点検)に基づく修繕(文化センターの1階廊下防火扉1か所)。
7	さじアストロパーク運営管理費	生涯学習・スポーツ課	34,631	171	34,802	0	0	0	171	トイレ換気扇修繕(3か所) 171千円
8	さじコスモスの館運営管理費	生涯学習・スポーツ課	451	69	520	0	0	0	69	消防設備点検に基づく自動火災報知設備等の修繕。(5か所)

No	事業名	所属名	補正前額	補正額	補正後額	左記の財源内訳			事業概要	
						国・県	地方債	その他		一般財源
9	地区体育館管理費	生涯学習・スポーツ課	37,810	946	38,756	0	0	306	640	①東郷体育館軒天ボード修繕 421千円(令和3年7月大雨被害) ②稲葉山体育館軒天ボード修繕 193千円(令和3年7月大雨被害) ③津ノ井体育館屋根部等防水修繕 332千円 ※その他財源は、建物等損害共済金
10	体育施設管理費	生涯学習・スポーツ課	218,445	836	219,281	0	0	162	674	①建築基準法12条点検(防火設備点検)に基づく修繕(鳥取市武道館:防火扉)。219千円 ②鳥取市B&G海洋センター煙感知器修繕 73千円 ③河原町勤労者体育館外壁筋交い修繕 220千円 ④気高町農業者トレーニングセンター軒天ボード修繕 324千円(令和3年7月大雨被害) ※その他財源は、建物等損害共済金
11	一般管理費(市民図書館)	中央図書館	18,249	1,581	19,830	0	0	0	1,581	気高図書館空調設備修繕(エアコン3台) 1,581千円
計			1,099,612	32,842	1,132,454	14,424	6,100	1,057	11,261	

8月定例教育委員会 資料	
年月日	令和3年8月30日(月)
担当課	生涯学習・スポーツ課

説明・協議事項(1)

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1. 経緯

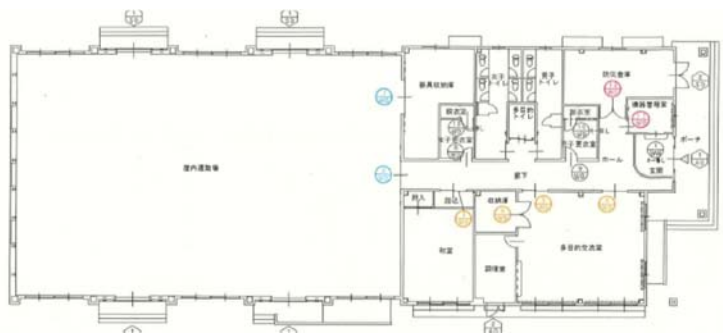
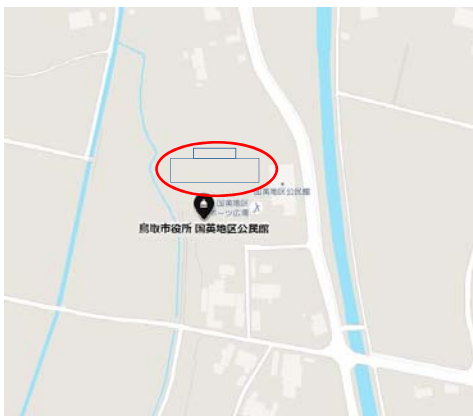
河原町国英地区の活性化及び千代川右岸側の防災機能の充実を目的に、鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設を新設するため、鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例を一部改正し、鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設を追加するものです。

- ・平成30年度 基本設計
- ・令和元年度 実施設計
- ・令和2年10月 建設工事着工
- ・令和3年8月 建設工事完了
- ・令和3年10月 供用開始

2. 施設情報

施設名	所在地	事業費・構造・面積
鳥取市河原町国英地区 コミュニティ施設	鳥取市河原町山手	事業費330,678千円 鉄骨平屋建て、延べ面積、800.89㎡ 屋内運動場、多目的交流室、防災備蓄倉庫、和室

3. 施設の位置及び現況写真



4. 施行日

令和3年10月1日

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の目的

河原町国英地区の活性化及び千代川右岸側の防災機能の充実を目的に、鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設を新設するため、条例の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設の名称及び位置について規定することとします。(第5条関係)
- (2) 鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設の使用料について規定することとします。(別表第2関係)

3 施行期日

この条例は、令和3年10月1日から施行することとします。

議案第 号

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年9月 日提出

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第145号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市河原町コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設	鳥取市河原町山手
--------------------	----------

別表第2鳥取市河原町コミュニティセンターの項の次に次のように加える。

鳥取市河原町国英地区 コミュニティ施設	多目的交流室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	和室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	屋内運動場	1時間につき 250円	1時間につき 250円

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

提案理由

鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設を設置するためである。

鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第145号）新旧対照表

改正後	改正前								
<p>○鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第145号</p> <p>改正 平成17年9月30日条例第93号 平成22年9月24日条例第35号 平成24年3月22日条例第2号 平成24年9月26日条例第42号 平成28年3月24日条例第23号 平成29年9月25日条例第33号 令和2年9月25日条例第46号</p> <p>令和3年 月 日 条例第 号</p> <p>第1条（略） （設置及び名称）</p> <p>第2条 地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与するため、鳥取市コミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1236 1122 1334 2011"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市国府町コミュニティセンター</td> <td>鳥取市国府町庁</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁	<p>○鳥取市コミュニティ施設の設置及び管理に関する条例 平成16年9月30日 鳥取市条例第145号</p> <p>改正 平成17年9月30日条例第93号 平成22年9月24日条例第35号 平成24年3月22日条例第2号 平成24年9月26日条例第42号 平成28年3月24日条例第23号 平成29年9月25日条例第33号 令和2年9月25日条例第46号</p> <p>第1条（略） （設置及び名称）</p> <p>第2条 地域住民の文化の向上と福祉の増進に寄与するため、鳥取市コミュニティ施設（以下「コミュニティ施設」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="1" data-bbox="1236 235 1334 1122"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鳥取市国府町コミュニティセンター</td> <td>鳥取市国府町庁</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁
名称	位置								
鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁								
名称	位置								
鳥取市国府町コミュニティセンター	鳥取市国府町庁								

鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川	鳥取市福部町コミュニティセンター	鳥取市福部町細川
鳥取市河原町コミュニティセンター	鳥取市河原町渡一木	鳥取市河原町コミュニティセンター	鳥取市河原町渡一木
<u>鳥取市河原町国英地区コミュニティ施設</u>	<u>鳥取市河原町山手</u>		
鳥取市用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府	鳥取市用瀬町民会館	鳥取市用瀬町別府
鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター	鳥取市用瀬町用瀬	鳥取市用瀬町用瀬コミュニティセンター	鳥取市用瀬町用瀬
鳥取市佐治町コミュニティセンター	鳥取市佐治町加瀬木	鳥取市佐治町コミュニティセンター	鳥取市佐治町加瀬木
鳥取市佐治町尾際地区コミュニティ施設	鳥取市佐治町尾際	鳥取市佐治町尾際地区コミュニティ施設	鳥取市佐治町尾際
鳥取市気高町コミュニティセンター	鳥取市気高町浜村	鳥取市気高町コミュニティセンター	鳥取市気高町浜村
鳥取市鹿野町地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町鹿野	鳥取市鹿野町地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町鹿野
鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町宮方	鳥取市鹿野町勝谷地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町宮方
鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町小別所	鳥取市鹿野町小鷲河地区コミュニティ施設	鳥取市鹿野町小別所
鳥取市青谷町コミュニティセンター	鳥取市青谷町青谷	鳥取市青谷町コミュニティセンター	鳥取市青谷町青谷

(本条…一部改正〔平成28年条例23号〕)

第3～20条 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。
(経過措置)

2 この条例の施行の日 (以下「施行日」という。) 前に用瀬コミュニティセンター設置条例 (昭和60年用瀬町条例第21号)、尾際地区コミュニティ施設の設定及び管理に関する条例 (平成15年佐治村条例第4号) 又は鹿野町地区コミュニティ施設の設定及び管理に関する

る条例（平成13年鹿野町条例第18号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則（略）

別表第1（略）

別表第2（第5条関係）

（本表…追加〔平成28年条例23号〕、一部改正〔平成29年条例33号・令和2年46号〕）

施設名	区分	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時
鳥取市福部町 コミュニティ センター	多目的ホール	1時間につき 1,200円	1時間につき 2,400円
	研修室（1）	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	研修室（2）	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
鳥取市河原町 コミュニティ	大講堂	1時間につき 2,000円	1時間につき 4,000円

る条例（平成13年鹿野町条例第18号）（以下これらを「編入前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

附 則（略）

別表第1（略）

別表第2（第5条関係）

（本表…追加〔平成28年条例23号〕、一部改正〔平成29年条例33号・令和2年46号〕）

施設名	区分	午前8時30分～午後5時	午後5時～午後10時
鳥取市福部町 コミュニティ センター	多目的ホール	1時間につき 1,200円	1時間につき 2,400円
	研修室（1）	1時間につき 100円	1時間につき 200円
	研修室（2）	1時間につき 150円	1時間につき 300円
	調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
鳥取市河原町 コミュニティ	大講堂	1時間につき 2,000円	1時間につき 4,000円

センター	ギャラリー	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	会議室（和室）、第1研修室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	第2研修室、調理実習室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
センター	ギャラリー	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	会議室（和室）、第1研修室	1時間につき 200円	1時間につき 400円
	第2研修室、調理実習室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	会議室	1時間につき 150円	1時間につき 300円
センター	<u>鳥取市河原町</u>	<u>1時間につき</u> 200円	<u>1時間につき</u> 400円
	<u>国英地区コミ</u>	<u>1時間につき</u> 300円	<u>1時間につき</u> 600円
	<u>ユニテイ施設</u>	<u>1時間につき</u> 200円	<u>1時間につき</u> 400円
	<u>和室</u>	<u>1時間につき</u> 200円	<u>1時間につき</u> 400円
センター	<u>屋内運動場</u>	<u>1時間につき</u> 250円	<u>1時間につき</u> 250円
	研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	教養室、調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
センター	研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	教養室、調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	中会議室	1時間につき	1時間につき
センター	研修室	1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
	教養室、調理室	1時間につき 300円	1時間につき 600円
	大会議室	1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
	中会議室	1時間につき	1時間につき

		200円	400円
小会議室		1時間につき 100円	1時間につき 200円
大会議室		1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
第1会議室、第2会議室、 第3会議室		1時間につき 150円	1時間につき 300円
和室、ふれあい室、視聴 覚室		1時間につき 200円	1時間につき 400円
調理室		1時間につき 300円	1時間につき 600円
多目的ホール（控室含 む。）		1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
第1会議室、第2会議室		1時間につき 150円	1時間につき 300円
第3会議室		1時間につき 200円	1時間につき 400円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			
2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の10割増の額とする。			
3 冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。			
4 調理実習室等における使用料の内訳にはガス、水道代等を含む			

		200円	400円
小会議室		1時間につき 100円	1時間につき 200円
大会議室		1時間につき 500円	1時間につき 1,000円
第1会議室、第2会議室、 第3会議室		1時間につき 150円	1時間につき 300円
和室、ふれあい室、視聴 覚室		1時間につき 200円	1時間につき 400円
調理室		1時間につき 300円	1時間につき 600円
多目的ホール（控室含 む。）		1時間につき 700円	1時間につき 1,400円
第1会議室、第2会議室		1時間につき 150円	1時間につき 300円
第3会議室		1時間につき 200円	1時間につき 400円
備考			
1 1時間未満は、1時間とする。			
2 営利目的で使用する場合の使用料は、この表に定める額の10割増の額とする。			
3 冷暖房設備の使用料は、この表に定める額の5割の額とする。			
4 調理実習室等における使用料の内訳にはガス、水道代等を含む			

<p>のとす。る。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があると きは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p>	<p>のとす。る。</p> <p>5 この表の規定により計算して得た額に10円未満の端数があると きは、その端数金額を切り捨てた額とする。</p>
別表第3 (略)	別表第3 (略)

8月定例教育委員会 資料	
年月日	令和3年8月30日(月)
担当課	生涯学習・スポーツ課

説明・協議事項(1)

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

1. 経緯

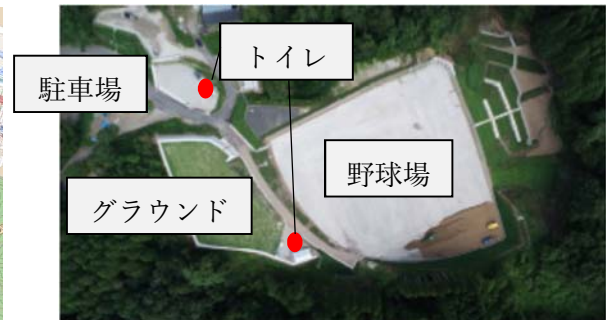
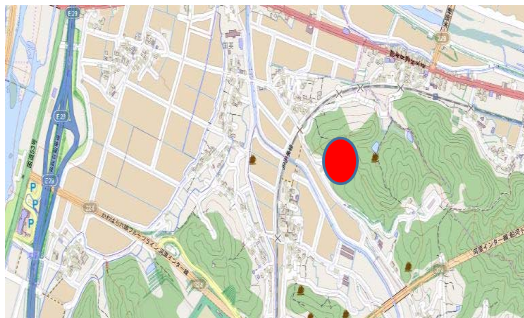
平成27年、河原町山手地内で企業誘致に伴い廃止した鳥取市河原町総合運動場の代替施設として、河原町三谷の旧クリーンセンターやず跡地に新たに整備した鳥取市河原町総合運動場を設置するため、鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正することを目的とします。

令和2年 9月	鳥取市土地開発公社により整備開始
令和3年 2月	補正予算議決
令和3年 8月	整備工事完了
令和3年 9月	財産取得議案及び条例改正議案議決
令和3年10月	供用開始

2. 施設情報

施設名	所在地	事業費・面積等
鳥取市河原町総合運動場	鳥取市河原町三谷	事業費 277,625千円 面積約 14,200㎡ 野球場、グラウンド、駐車場

3. 施設の位置及び現況写真



4. 施行日

令和3年10月1日

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例案要綱

1 改正の目的

平成27年に廃止した鳥取市河原町総合運動場の代替施設として、鳥取市河原町総合運動場を設置するため、条例の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

- (1) 鳥取市河原町総合運動場の名称と位置について定めることとします。(第2条関係)
- (2) 鳥取市河原町総合運動場の使用料について定めることとします。(別表関係)

3 施行期日

この条例は、令和3年10月1日から施行することとします。

議案第 号

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和3年9月 日提出

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年鳥取市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第2条の表鳥取市福部町グラウンドの項の次に次のように加える。

鳥取市河原町総合運動場	鳥取市河原町三谷
-------------	----------

第5条第1項中「別表第1項の表又は第3項の表」を「別表第1項の表、第2項の表又は第4項の表」に改める。

第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項第1号から第3号までの規定中「グラウンド」を「青谷町グラウンド」に改める。

第16条第1項中「グラウンド」を「青谷町グラウンド」に、「別表第2項の表」を「別表第3項の表」に改める。

別表中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 鳥取市河原町総合運動場使用料

区分		金額（1時間につき）
グラウンド	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者	150円
	障害者等	無料
野球場	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者	150円
	障害者等	無料
備考		
<p>1 1時間未満は、1時間とする。</p> <p>2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。</p> <p>3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人</p> <p>(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人</p> <p>4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。</p>		

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

提案理由

鳥取市河原町総合運動場を新設するためである。

鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例（平成16年条例第150号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第150号</p> <p>改正 平成16年10月19日条例第216号 平成18年3月27日条例第29号 平成18年3月27日条例第30号 平成19年3月26日条例第25号 平成22年3月26日条例第15号 平成24年3月22日条例第2号 平成24年9月26日条例第32号 平成25年3月21日条例第23号 平成25年12月20日条例第62号 平成26年6月30日条例第25号 平成27年6月29日条例第27号 平成27年9月25日条例第36号 平成29年6月27日条例第25号 平成29年9月25日条例第33号 令和元年12月23日条例第27号</p>	<p>○鳥取市多目的スポーツ広場の設置及び管理に関する条例</p> <p>平成16年9月30日 鳥取市条例第150号</p> <p>改正 平成16年10月19日条例第216号 平成18年3月27日条例第29号 平成18年3月27日条例第30号 平成19年3月26日条例第25号 平成22年3月26日条例第15号 平成24年3月22日条例第2号 平成24年9月26日条例第32号 平成25年3月21日条例第23号 平成25年12月20日条例第62号 平成26年6月30日条例第25号 平成27年6月29日条例第27号 平成27年9月25日条例第36号 平成29年6月27日条例第25号 平成29年9月25日条例第33号 令和元年12月23日条例第27号</p>

第1条 (略)
(設置及び名称)

第2条 市民の健康増進及びスポーツの振興に資するため、鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取市美穂スポーツ広場	鳥取市朝月
鳥取市大和スポーツ広場	鳥取市倭文
鳥取市国府町大茅スポーツ広場	鳥取市国府町栃本
鳥取市国府町成器スポーツ広場	鳥取市国府町中河原
鳥取市国府町運動場	鳥取市国府町町屋
鳥取市国府町美敷運動場	鳥取市国府町美敷
鳥取市国府町荒舟運動場	鳥取市国府町荒舟
鳥取市国府町高岡運動場	鳥取市国府町高岡
鳥取市国府町麻生運動場	鳥取市国府町麻生
鳥取市国府町三代寺運動場	鳥取市国府町三代寺
鳥取市国府町谷運動場	鳥取市国府町清水
鳥取市福部町グラウンド	鳥取市福部町海士
<u>鳥取市河原町総合運動場</u>	<u>鳥取市河原町三谷</u>
鳥取市河原町湯谷スポーツ広場	鳥取市河原町湯谷
鳥取市河原町八上スポーツ広場	鳥取市河原町曳田
鳥取市河原町河原スポーツ広場	鳥取市河原町長瀬

第1条 (略)
(設置及び名称)

第2条 市民の健康増進及びスポーツの振興に資するため、鳥取市多目的スポーツ広場（以下「広場」という。）を次のとおり設置する。

名称	位置
鳥取市美穂スポーツ広場	鳥取市朝月
鳥取市大和スポーツ広場	鳥取市倭文
鳥取市国府町大茅スポーツ広場	鳥取市国府町栃本
鳥取市国府町成器スポーツ広場	鳥取市国府町中河原
鳥取市国府町運動場	鳥取市国府町町屋
鳥取市国府町美敷運動場	鳥取市国府町美敷
鳥取市国府町荒舟運動場	鳥取市国府町荒舟
鳥取市国府町高岡運動場	鳥取市国府町高岡
鳥取市国府町麻生運動場	鳥取市国府町麻生
鳥取市国府町三代寺運動場	鳥取市国府町三代寺
鳥取市国府町谷運動場	鳥取市国府町清水
鳥取市福部町グラウンド	鳥取市福部町海士
鳥取市河原町湯谷スポーツ広場	鳥取市河原町湯谷
鳥取市河原町八上スポーツ広場	鳥取市河原町曳田
鳥取市河原町河原スポーツ広場	鳥取市河原町長瀬

鳥取市河原町国英スポーツ広場	鳥取市河原町山手	鳥取市河原町国英スポーツ広場	鳥取市河原町山手
鳥取市河原町天神原スポーツ広場	鳥取市河原町天神原	鳥取市河原町天神原スポーツ広場	鳥取市河原町天神原
鳥取市河原町稲常グラウンドゴルフ場	鳥取市河原町稲常	鳥取市河原町稲常グラウンドゴルフ場	鳥取市河原町稲常
鳥取市用瀬町興徳運動広場	鳥取市用瀬町鷹狩	鳥取市用瀬町興徳運動広場	鳥取市用瀬町鷹狩
鳥取市用瀬町社スポーツ広場	鳥取市用瀬町宮原	鳥取市用瀬町社スポーツ広場	鳥取市用瀬町宮原
鳥取市用瀬町屋住運動場	鳥取市用瀬町屋住	鳥取市用瀬町屋住運動場	鳥取市用瀬町屋住
鳥取市気高町運動場	鳥取市気高町八幡	鳥取市気高町運動場	鳥取市気高町八幡
鳥取市青谷町勝部第2グラウンド	鳥取市青谷町紙屋	鳥取市青谷町勝部第2グラウンド	鳥取市青谷町紙屋
鳥取市青谷町中郷グラウンド	鳥取市青谷町亀尻	鳥取市青谷町中郷グラウンド	鳥取市青谷町亀尻
鳥取市青谷町日置グラウンド	鳥取市青谷町山根	鳥取市青谷町日置グラウンド	鳥取市青谷町山根
鳥取市青谷町日置谷グラウンド	鳥取市青谷町奥崎	鳥取市青谷町日置谷グラウンド	鳥取市青谷町奥崎
鳥取市青谷町グラウンド	鳥取市青谷町青谷	鳥取市青谷町グラウンド	鳥取市青谷町青谷
鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場	鳥取市青谷町善田	鳥取市青谷町グラウンドゴルフ場	鳥取市青谷町善田
<p>(本条…一部改正〔平成16年条例216号・18年29号・30号・19年25号・22年15号・25年23号・62号・26年25号・27年27号・36号・令和元年27号〕)</p> <p>第3～4条 (略)</p> <p>第5条 広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。) 別表第1項の表、第2項の表又は第4項の表に定める使用料を納付しなければならぬ。</p> <p>2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団</p>		<p>(本条…一部改正〔平成16年条例216号・18年29号・30号・19年25号・22年15号・25年23号・62号・26年25号・27年27号・36号・令和元年27号〕)</p> <p>第3～4条 (略)</p> <p>第5条 広場の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。) 別表第1項の表又は第3項の表に定める使用料を納付しなければならぬ。</p> <p>2 前項の使用料は、前納するものとする。ただし、国又は地方公共団</p>	

体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。

(本条…一部改正〔平成24年条例32号〕、1項…一部改正〔平成29年条例33号〕)

第6～13条 (略)

第14条 鳥取市青谷町グラウンド(以下「青谷町グラウンド」という。)の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に青谷町グラウンドの管理を行わなければならない。

(本条…追加〔平成29年条例33号〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 青谷町グラウンドの利用に関する業務
- (2) 青谷町グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、青谷町グラウンドの管理上市長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第9条及び第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市

体が使用する場合及び口座振替の方法による場合の使用料は、後納することができる。

(本条…一部改正〔平成24年条例32号〕、1項…一部改正〔平成29年条例33号〕)

第6～13条 (る悪)

第14条 鳥取市青谷町グラウンド(以下「グラウンド」という。)の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正にグラウンドの管理を行わなければならない。

(本条…追加〔平成29年条例33号〕)

(指定管理者の業務の範囲)

第15条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) グラウンドの利用に関する業務
- (2) グラウンドの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、グラウンドの管理上市長が必要と認める業務

2 前条第1項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合の第3条、第4条、第9条、第10条第2項及び第12条第2項の規定の適用については、第3条、第4条、第9条及び第10条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条第2項中「市」とあるのは「市

及び指定管理者」とする。

(本条…追加〔平成29年条例33号〕)

(利用料金)

第16条 **青谷町グラウンド**の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、**別表第3項の表**に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。

(本条…追加〔平成29年条例33号〕)

第17～20条 (略)

附 則 (略)

別表 (第3条、第5条、第16条関係)

1 鳥取市国府町運動場・鳥取市福部町グラウンド・鳥取市気高町運

動場使用料

区分	金額（1時間につき）
一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円
障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

及び指定管理者」とする。

(本条…追加〔平成29年条例33号〕)

(利用料金)

第16条 **グラウンド**の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）については、**別表第2項の表**に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として收受させる。

(本条…追加〔平成29年条例33号〕)

第17～20条 (略)

附 則 (略)

別表 (第3条、第5条、第16条関係)

1 鳥取市国府町運動場・鳥取市福部町グラウンド・鳥取市気高町運

動場使用料

区分	金額（1時間につき）
一般	300円
小学生、中学生、高齢者	150円
障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日）をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

4 日曜日、土曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条に規定する祝日及び第3条に規定する休日）をいう。以下同じ。）に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

2 鳥取市河原町総合運動場使用料

区分		金額（1時間につき）
グラウンド	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者	150円
	障害者等	無料
野球場	一般	300円
	小学生、中学生、高齢者	150円
	障害者等	無料

備考

- 1 1時間未満は、1時間とする。
- 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定

医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人
(2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人
4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で使用する場合は、無料とする。

3 鳥取市青谷町グラウンド利用料金

区分	利用料金（1時間につき）
一般	500円
小学生、中学生、高齢者 障害者等	250円
備考	無料
1	1時間未満は、1時間とする。
2	照明設備の利用料金は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。
3	「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
4	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

2 鳥取市青谷町グラウンド利用料金

区分	利用料金（1時間につき）
一般	500円
小学生、中学生、高齢者 障害者等	250円
備考	無料
1	1時間未満は、1時間とする。
2	照明設備の利用料金は、1時間につき3,000円で計算して得た額とする。
3	「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
4	「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人

5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。	
3 前各項に掲げる広場を除く広場使用料	
区分	金額（1時間につき）
一般	200円
小学生、中学生、高齢者 障害者等	100円 無料
備考	
1 1時間未満は、1時間とする。 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。	

5 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。	
4 前各項に掲げる広場を除く広場使用料	
区分	金額（1時間につき）
一般	200円
小学生、中学生、高齢者 障害者等	100円 無料
備考	
1 1時間未満は、1時間とする。 2 「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。 3 「障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 (1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の所持者及びその付添人 (2) 介護保険法の規定により、要介護状態又は要支援状態と認定された者及びその付添人 4 日曜日、土曜日及び祝日に小学生又は中学生（市民に限る。）が個人で利用する場合は、無料とする。	

8月定例教育委員会 資料	
令和3年8月30日（月）	
担当	生涯学習・スポーツ課

財産の取得について 【鳥取市河原町総合運動場】

1 事業の目的

河原町総合運動場は、河原町山手の工業団地内に整備していた旧河原町総合運動場が企業誘致に伴い廃止することとなったため、代替施設として旧クリーンセンターやず跡地に新たに整備するものです。

なお、整備にあたっては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき鳥取市土地開発公社で土地の取得・造成・整備を行い、完成後、市で購入を行うこととしています。

2 施設の概要

延べ面積 約 14,200 m²

野球場 1面 約 8,000 m²（両翼 85m、センター95m）

グラウンド 約 2,010 m²（グラウンドゴルフ 8ホール（最大））

駐車場 30台 約 800 m²、トイレ 2箇所（駐車場：男女各1、奥：男女、多目的各1）

4 取得金額

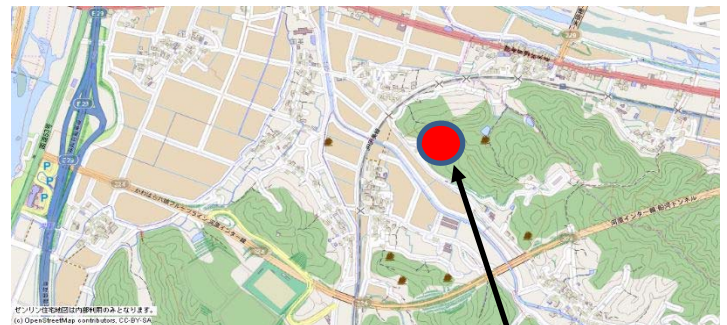
金 277,625,000円

5 取得の相手方

鳥取市西町二丁目311番地

鳥取市土地開発公社

理事長 羽場 恭一



施設の位置



議案第 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和3年 月 日提出

鳥取市長 深 澤 義 彦

- 1 取得目的 鳥取市河原町総合運動場を設置するため
- 2 取得する財産の表示
 - (1) 種類 土地
 - (2) 所在地 鳥取市河原町山手字森谷1番1外16筆
 - (3) 地目 山林、原野
 - (4) 地積 10,614㎡
- 3 取得方法 随意契約
- 4 取得金額 金277,625,000円
- 5 取得の相手方 鳥取市西町二丁目311番地
鳥取市土地開発公社
理事長 羽 場 恭 一

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年鳥取市条例第13号）第3条の規定により議決を得るためである。

8月 定例教育委員会	
令和3年8月30日（月）	
担当	生涯学習・スポーツ課

事業契約の変更について 【鳥取市民体育館再整備事業】

1 事業の目的

鳥取市民体育館の再整備にあたり、土地の使用履歴からは汚染のおそれはないもの自主的な土壌汚染調査を実施した結果、自然由来のヒ素の溶出量が基準値を超えていたことから土壌汚染対策法に準じた残土処分を行うにあたり事業契約の変更を行うも。

2 施設の概要

鳥取市民体育館 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造4階建て 延床面積 10769.21 m²

3 契約の相手方

鳥取市南吉方一丁目114番地3エステートビルⅡ3-3号

P F I 鳥取市民体育館株式会社

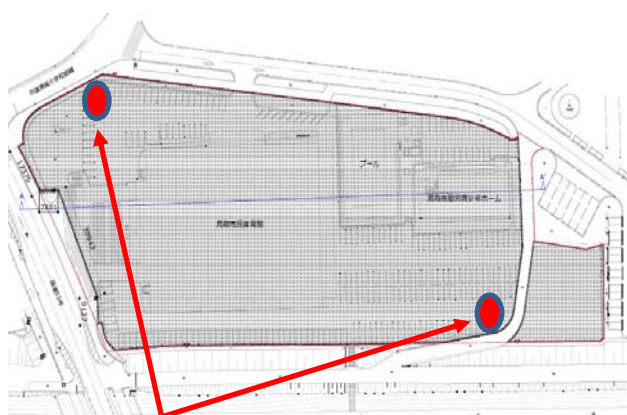
代表取締役 山本 計 至

4 変更内容

契約金額の変更（金198,839,304円）※工事期間の変更なし

5 変更理由

汚染残土（自然由来のヒ素）の運搬及び処分等に係る経費の増額



		溶出量
地点①	GL-1.0m地点	0.003 mg/l
	GL-2.0m地点	0.003 mg/l
	GL-3.0m地点	0.015 mg/l
	GL-4.0m地点	0.013 mg/l
地点②	GL-1.0m地点	0.010 mg/l
	GL-2.0m地点	0.011 mg/l
	GL-3.0m地点	0.017 mg/l
	GL-4.0m地点	0.013 mg/l
※基準値		0.010 以下

この2箇所について、掘削深度4mの範囲で調査を実施。

議案第 号

事業契約の変更について

令和2年3月25日に議決された議案第68号（事業契約の締結について）（令和2年12月22日に議決された議案第238号において一部変更）の一部を次のように変更する。

令和3年9月 日提出

鳥取市長 深澤義彦

契約金額

変更前 金5,709,112,524円

（うち消費税及び地方消費税の額 金510,100,000円）

変更後 金5,907,951,828円

（うち消費税及び地方消費税の額 金527,690,000円）

提案理由

鳥取市民体育館再整備事業に係る事業契約の変更について議決を得るためである。

説明・協議事項(1)

工事請負契約の変更について

【鳥取市立江山学園特別教室棟増築(建築)工事】

1 事業の目的

旧神戸小学校・旧美和小学校、旧江山中学校3校を統合した、新たな義務教育学校を令和2年4月に旧美和小学校の位置に開設したが、既存の校舎だけでは中学校課程に対応した教室が整備されていないことなどから、特別教室棟の増築工事を行い、適切な教育環境の確保を図るもの。

2 施設概要

特別教室棟：鉄骨造3階建て 延べ床面積：1386.69㎡
 渡り廊下棟：鉄骨造3階建て 延べ床面積：262.08㎡
 部室棟：木造平屋建て 延べ床面積：22.5㎡
 [整備内容：特別教室6室、多目的トイレ、EVなど]

3 契約の相手方

鳥取市立江山学園特別教室棟増築(建築)工事大和・懸樋特定建設工事共同企業体

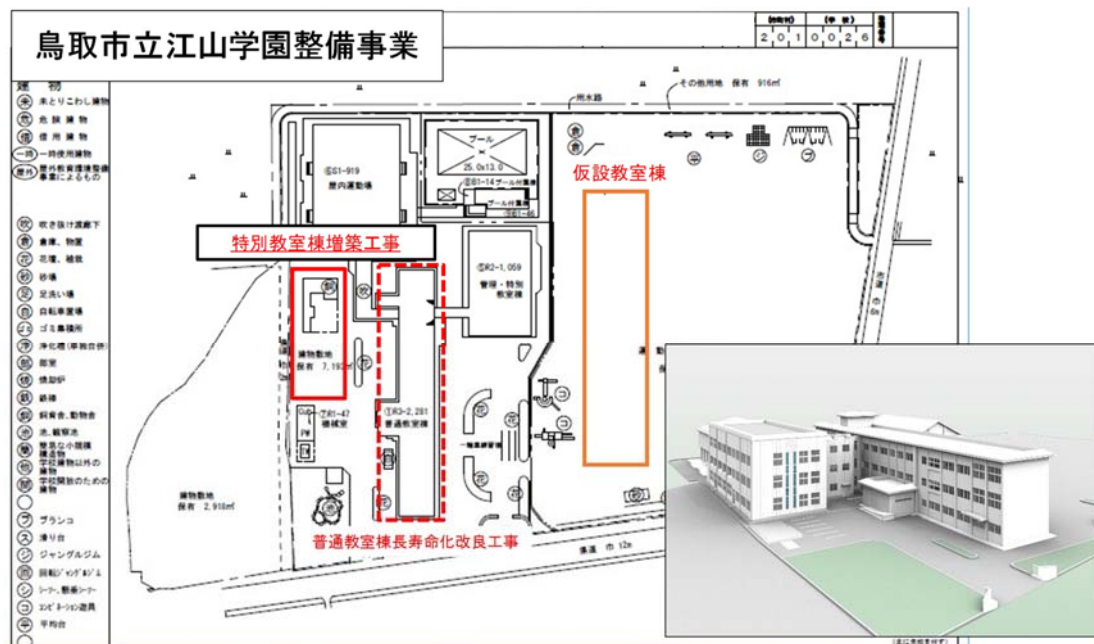
4 変更内容

契約金額の変更(385,000円の増額)

※工事期間の変更なし 令和3年6月29日～令和4年7月22日

5 変更理由

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価についての運用に係る特例措置に基づき、新労務単価を適用したことによる増額



議案第 号

工事請負契約の変更について

令和3年6月29日に議決された議案第89号（工事請負契約の締結について）の一部を次のように変更する。

令和3年9月1日提出

鳥取市長 深澤義彦

契約金額

変更前 金493,130,000円

（うち消費税及び地方消費税の額 金44,830,000円）

変更後 金493,515,000円

（うち消費税及び地方消費税の額 金44,865,000円）

提案理由

鳥取市立江山学園特別教室棟増築（建築）工事請負契約の変更について議決を得るためである。

説明・協議事項(1)

工事請負契約の変更について

【鳥取市立南中学校管理・特別教室棟増築(建築)工事】

1 事業の目的

南中学校は、生徒数の増加が見込まれており、教室不足への対応が必要となるため、既存校舎を解体、増築することで、適切な教育環境を確保するもの。

2 施設概要

管理・特別教室棟：鉄骨造4階建て 延べ床面積：3,445.28㎡

〔整備内容：普通教室4室、特別教室12室、職員室、校長室、多目的ホールなど〕

3 契約の相手方

鳥取市立南中学校管理・特別教室棟増築(建築)工事ジューケン・原田・都市特定建設工事共同企業体

4 変更内容

契約金額の変更(5,512,595円の増額)

※工事期間の変更なし 令和2年3月25日～令和3年10月29日

5 主な増額内容

(1) 地盤の地耐力試験結果に基づく表層改良深さの変更

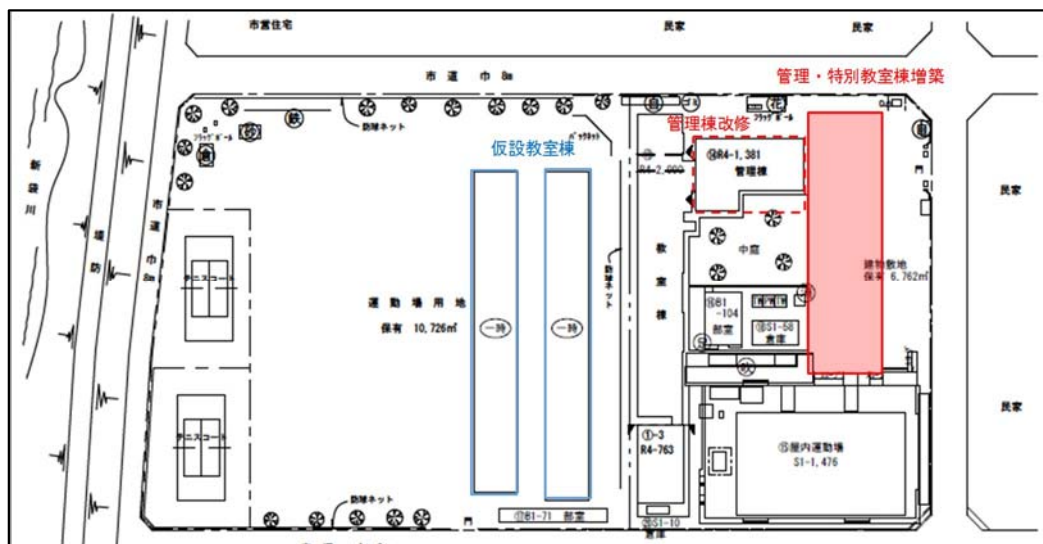
杭打機の転倒防止を図るため実施した、既存校舎解体後の地盤の地耐力試験の結果に基づき、表層改良深さの変更(H=0.5m→H=1.0m)を行うこととした。

(2) 床下ピット内止水処理の追加

基礎掘削時に床下ピット内に湧き水が確認されたため、躯体や設備等の維持管理の観点から、止水処理を行うことで浸水抑制を図ることとした。

(3) 県外業者転入前のPCR検査費用の追加

「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る特記仕様書」により、専門的な技術等が必要なため県外業者を活用する場合に、事前にPCR検査を行うこととした。(建具工事、家具工事等の工種で、延べ57名)



議案第 号

工事請負契約の変更について

令和2年3月25日に議決された議案第69号(工事請負契約の締結について)(令和2年6月25日に議決された議案第118号において一部変更)の一部を次のように変更する。

令和3年9月1日提出

鳥取市長 深澤 義彦

契約金額

変更前 金923,756,900円

(うち消費税及び地方消費税の額 金83,977,900円)

変更後 金929,269,495円

(うち消費税及び地方消費税の額 金84,479,045円)

提案理由

鳥取市立南中学校管理・特別教室棟増築(建築)工事請負契約の変更について議決を得るためである。